

令和5年度末で経過措置を終了する 介護報酬の改定事項について

令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、
次に示す取り組みは経過措置が設けられた上で
令和6年4月1日から実施が義務付けられるものです。
経過措置期間満了時まで確実に実施できるよう、
基準省令等を確認の上、体制整備を行ってください。



全サービス共通

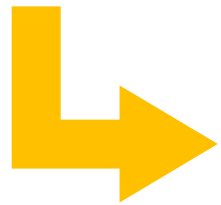


- ①業務継続に向けた取り組みの強化
- ②感染症対策の強化
- ③高齢者虐待防止の推進
- ④認知症介護基礎研修の受講の義務付け

業務継続に向けた取り組みの強化

①業務継続計画の策定

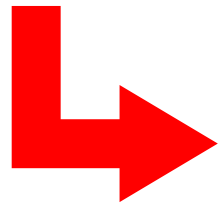
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するための計画を策定する。



想定される災害等は地域によって異なるものであることから、**実態に応じて**策定してください。

②研修及び訓練の実施

業務継続計画の具体的内容を職員間と共有し、理解の励行を行う。また、感染症や災害が発生した場合において、事業所内の役割分担の確認、実際に感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施する。



研修・訓練はそれぞれ定期的に**年1回以上（施設系は年2回以上）**行い、**実施内容は記録**すること。

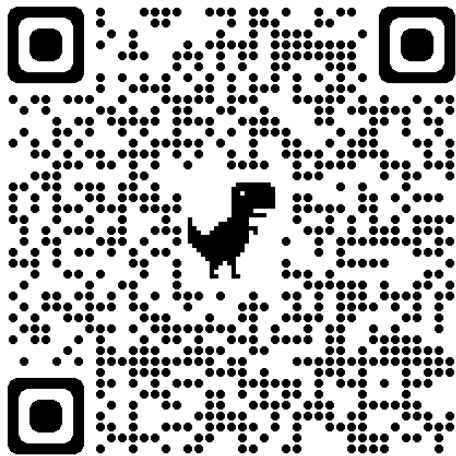
③業務継続計画の見直し・変更

業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

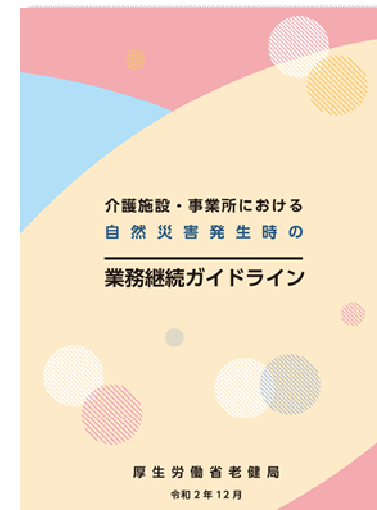
参考

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



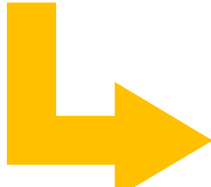
【介護施設・事業所における
業務継続計画（BCP）作成
支援に関する研修】



感染症対策の強化

①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会の設置・開催

感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する。メンバーの責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策を担当する者を決めておく。



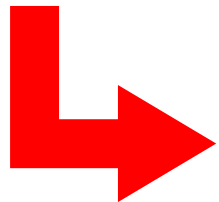
概ね6月に1回(施設系は3ヶ月に1回)以上定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ること。実施内容については記録すること。

②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

指針には、平常時の対策及び発生時の対応について規定すること。また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関（医療機関や保健所、市町村、広域連合など）への連絡体制を整備し、明記しておくこと。

③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練

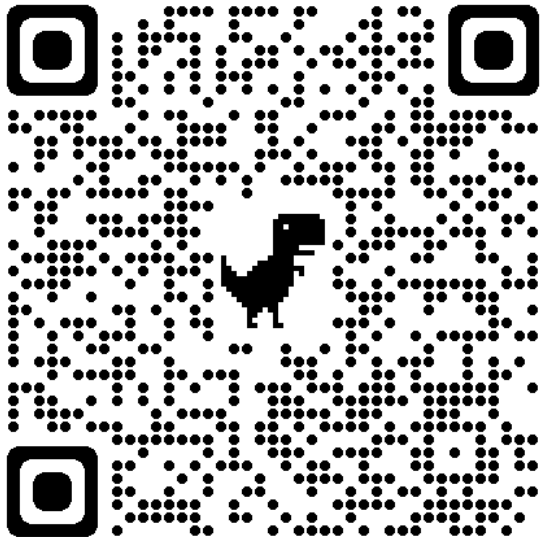
指針に基づいた研修を定期的実施すること。また、実際に感染症が発生した場合を想定した訓練を実施し、手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。



研修・訓練はそれぞれ定期的に**年1回以上（施設系は年2回以上）**行い、**実施内容は記録**すること。

参考

介護事業所等向けの 新型コロナウイルス 感染症対策等まとめ ページ



厚生労働省ホームページ
[https://www.mhlw.go.jp/
stf/seisakunitsuite/
bunya/hukushi_kaigo/
kaigo_koureisha/taisakum
atome_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)



高齢者虐待防止の推進

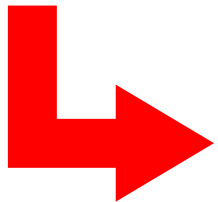
①運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。

②虐待の防止のための指針を整備すること。

指針に盛り込む項目については赤本(介護報酬の解釈指定基準編)又は解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を参照ください。

③虐待防止対策検討委員会の開催

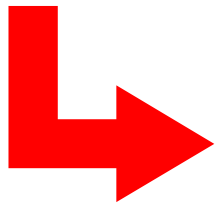
委員会は管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすること。
虐待の事案については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため個別の状況に応じて慎重に対応すること。



委員会は定期的を開催し、その結果について、**従業者に周知徹底を図ること。実施内容は記録すること。**

④虐待の防止のための研修

指針に基づいた研修プログラムを作成し、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。



定期的には年1回以上（施設系は年2回以上）行い、実施内容は記録すること。

⑤これらを適切に実施するための担当者を置くこと。

認知症介護基礎研修の受講の義務付け

※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く

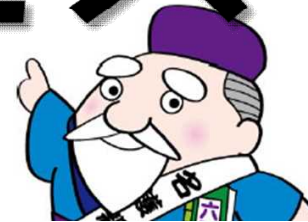
本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から以下の内容を義務化。

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。



新規・中途採用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、**採用後1年を経過するまでに**認知症介護基礎研修を受講させること。

施設系サービス



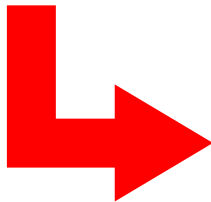
①口腔衛生管理の強化

②栄養ケアマネジメントの充実

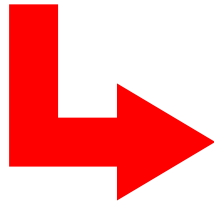
口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

(口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして管理を行う。)



① 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を**年2回以上**行うこと。



②①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すると共に、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。（施設サービス計画書の中に口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を記載する場合はそれを計画の作成に代えることが出来る）

○記載事項

イ.助言を行った歯科医師

ロ.歯科医師からの助言の要点 ハ.具体的方策

ニ.施設における実施目標 ホ.留意事項・特記事項

栄養ケアマネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定。

(栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う。)

＜厚生労働省が定める基準＞①及び②いずれにも適合していること。

①栄養士又は管理栄養士1人以上配置

(指定地域密着型サービス基準第131条)

※栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設は併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。



②栄養ケア・マネジメントの実施

(指定地域密着型サービス基準第143条の2)

(指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たすこと。

◆栄養管理に係る**減算**について

上記の栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から解決されるに至った月まで、入所者全員について1日につき14単位減算されます。

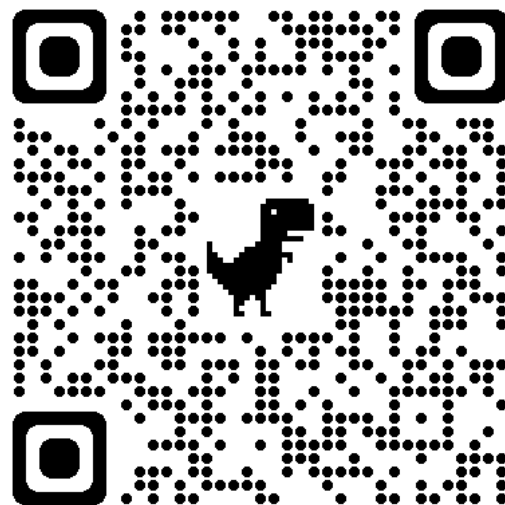
(ただし、翌月末において基準を満たすに至っている場合を除く)

参考

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

(令和3年3月16日老認発0316 第3号、老老発0316 第2号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>



各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

一 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
計98枚（本紙を除く）

Vol.936

令和3年3月16日

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111 内線3979、3948
FAX：03-3503-7894

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う臨時的な取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等により示されていましたが、**令和5年5月8日以降**、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけの変更に伴い、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いが変更となりました。

変更後は「**継続**」「**一部修正**」「**終了**」と分類された対応によりそれぞれ取り扱うこととなります。



参考

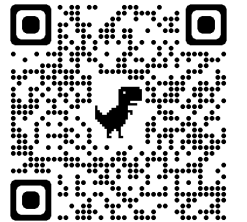
介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いについては、下記の事務連絡を参照してください。



厚生労働省URL

◎新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093399.pdf>



◎別紙1（新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報））

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093400.pdf>



◎別紙2「位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093402.pdf>



各臨時的な取扱いの変更後の分類

別紙1

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報）

- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第1報）
（令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
※この事務連絡が第1報扱い
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）
（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）
（令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）
（令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）
（令和2年3月25日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）
（令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）
（令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）
（令和2年4月10日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

臨時的な取扱い（第1～27報）

別紙2

位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表（R5.05.01）

	継続	一部修正（基準等）	一部修正（研修）	終了
	1	2-（1）	2-（2）	3
第1報				
-1.		2), (3), (4) (5), (6), (7)		1), (8)
-2.		(1), (4), (5), (6) (7), (8), (9)		2), (3), (8), (9)
第2報	1, 2			
第3報	1, 2, 5, 6	3, 4, 31		7*, 8, 9, 10
第4報	3	1, 2, 7	12	4, 5, 6, 8, 9 10, 11
第5報	1, 2	3		4, 5
第6報			6	1, 2, 3, 4 5**, 7**
第7報				全て
第8報		5		1, 2, 3, 4**, 6
第9報	1			2, 3, 4, 5
第10報		2		1, 3
第11報		3, 4, 6		1, 2, 5, 7, 8
第12報				全て*
第13報		6		1*, 2*, 3*, 4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。
※数字に*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。
※数字に**が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

取扱い整理表



新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第1報～第27報）の変更後の分類は、別紙2「位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表」をご確認ください。

また、今後の取扱いにつきましては、臨時的な取扱い（第1～27報）と（別紙2）取扱い整理表を照らし合わせながら対応をお願いします。